⑷　日本政策金融公庫
営業者の円滑な事業実施に資するため、以下に掲げる事項を中心に積極的な取組に努めることが期待される。
ア　営業者が利用しやすい融資の実施
イ　生活衛生関係営業に係る経済金融事情等の把握、分析及び情報提供
ウ　災害時等における速やかな相談窓口の設置

第五　営業の振興に際し配慮すべき事項
食鳥肉販売業においては、他の生活衛生関係営業と同様に、衛生水準の確保と経営の安定のみならず、営業者の社会的責任として環境の保全や食品循環資源の再生利用の推進に努めるとともに、食鳥肉販売業に密接に関連する食育への対応、時代の要請である少子・高齢化社会等への対応、地域との共生、東日本大震災への対応といった課題に応えていくことが要請される。個々の営業者の取り組みが中心となる課題と、関係者が営業者を支援することで推進が図られる課題とがある。こうした課題に適切に対応することを通じて、地域社会に確固たる位置づけを確保することが期待される。

一　環境の保全及び食品循環資源の再生利用の推進
1　営業者に期待される役割
⑴　省エネルギー対応の冷凍・冷房設備、太陽光発電設備等の導入
⑵　節電に資するＬＥＤ照明、蓄電設備等の導入
⑶　食品循環資源の再生利用等実施率の向上
⑷　食品循環資源の再生利用並びに食品残さの抑制・減量
2　組合及び連合会に期待される役割
⑴　食品循環資源再生利用の仕組みの構築
⑵　業種を超えた組合間で相互に協力
⑶　食品循環資源再生利用に向けた組合員以外の営業者への参加促進・普及啓発
3　日本政策金融公庫に期待される役割
融資の実施等による営業者の支援

二　人口減少・高齢化等への対応
1　営業者に期待される役割
営業者は、高齢者や障害者、子育て・共働き世帯が住み慣れた地域社会で安心かつ充実した日常生活を営むことができるよう、以下に掲げる事項を中心に積極的な取り組みに努めること。
⑴　宅配、御用聞き等の実施（他の生活衛生関係営業者等との連携を含む）
⑵　小分けの実施
⑶　バリアフリー対策
⑷　身体障害者補助犬を同伴する身体障害者等への適切な対応
⑸　従業員に対する教育及び研修の充実・強化
⑹　地域社会とのつながりを強化する観点も含めた地域の高齢者・障害者等の積極的雇用の推進
2　組合及び連合会に期待される役割
高齢者等の利便性を考慮した店舗設計やサービス提供に係る研究の実施
3　日本政策金融公庫に期待される役割
融資の実施等による営業者の支援

三　食育への対応
1　営業者に期待される役割
営業者は、健康づくりのための食育の推進に積極的に取り組むため、以下に掲げる事項を中心に積極的な取り組みに努めること。
⑴　食文化の継承
⑵　食生活の改善の支援
⑶　ヘルシーメニューの開発・提供
⑷　総カロリー表示、塩分量表示等の推進
⑸　加工食品（惣菜・惣菜半製品等）についての食物アレルギー物質の有無の明示
⑹　食材の原産地表示
2　日本政策金融公庫に期待される役割
融資の実施等による営業者の支援

四　地域との共生（地域コミュニティの再生及び強化（商店街の活性化））
1　営業者に期待される役割
営業者は、地域住民に対して食鳥肉販売業の店舗の存在、提供する商品やサービスの内容及び営業の社会的役割・意義をアピールするとともに、地域で増加する生活弱者（高齢者、障害者、子育て・共働き世帯）の新たなニーズに対応し、地域のセーフティーネットとしての役割や地域コミュニティの基盤である商店街における重要な構成員としての位置づけが強化されるよう、以下に掲げる事項を中心に積極的に取り組むことで、地域コミュニティの再生・強化や商店街の活性化につなげること。
⑴　地域の街づくりへの積極的な参加
ア　祭りや商店街による手作りイベント等共同事業の立案及び参加
イ　商店街の活性化を通じた地域生活者の「ふれあい」、「憩い」、「賑わい」の創出
⑵　「賑わい」、「つながり」を通じた豊かな人間関係（ソーシャル・キャピタル）の形成
⑶　商店街の空き店舗の有効的活用（子育て支援施設、高齢者交流サロン、地域ブランド品販売等へ利用）
⑷　商店街運営店主との共同経営店舗の出店、買い物代行サービス、インターネット販売
⑸　Ｂ級ご当地グルメ等地域資源を活用した地域おこし
⑹　地元農家や各種団体と連携した朝市の開催
⑺　福祉施設における食事の提供
⑻　ポイントサービス事業、スタンプ事業の実施
⑼　地域の防犯、消防、防災、交通安全、環境保護活動の推進に対する協力
⑽　地産地消の推進
⑾　災害対応能力の維持向上
2　組合及び連合会に期待される役割
⑴　地域の自治体等と連携し、社会活動の企画、指導・援助ができる指導者を育成
⑵　業種を超えた相互協力の推進
⑶　地域における特色ある取り組みの支援
⑷　自治会、町内会、地区協議会、ＮＰＯ、大学等との連携活動の推進
⑸　商店街役員への食鳥肉販売業の若手経営者の登用

五　東日本大震災への対応
東日本大震災は未曾有の国難であり、被災地域における営業再開及び被災営業者の生活の再建と活力ある地域の再生のため、総力を挙げて、東日本大震災からの復旧、将来を見据えた復興への取り組みを進めていくこと。
1　営業者に期待される役割
⑴　被災営業者のみならず営業者全体による相互扶助と連携の下での役割発揮
⑵　被災営業者の営業再開を通じた被災者へのサービスの充実や地域コミュニティの復元
⑶　節電・省エネへの適切な対応